

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 29 年 12 月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700335号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700216号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事務所及びB事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月1日から平成元年4月1日まで

A事務所又はB事務所に勤務していた請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを憶えているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にC県D市E地区所在のA事務所又はB事務所に勤務していた旨主張しているところ、雇用保険の加入記録により、請求期間のうち昭和62年4月1日から昭和63年4月30日までの期間において、同一の所在地であるB事務所に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、上記所在地と同一の所在地であり、請求者の記憶する事業主名が一致するF税理士事務所(現在は、G税理士事務所。)が、平成3年4月1日より厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、同日で厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、住所の判明した16人(請求者が記憶する同僚3人を含む。)に照会したところ、回答のあった7人のうち請求者を記憶している旨回答のあった二人は、請求者の勤務期間は不明であるものの、自身が入社した昭和63年4月1日には既に勤務していた旨回答していることから、期間は特定できないものの、請求期間に同事務所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求期間当時、税理士事務所は個人事業所であり厚生年金保険の強制適用事業所には該当せず、A事務所、B事務所及びG税理士事務所に係る請求期間における商業登記の記録を確認することができない上、厚生年金保険の適用事業所であった記録も見当たらない。

また、G税理士事務所の現在の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について、当時の資料がないため分からない旨回答しており、上記回答のあった

7人のうち6人は、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となった平成3年4月1日以前から勤務していたが当時は国民健康保険に加入していた旨回答している上、請求者を知っている旨回答のあった二人は、請求期間当時は厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。